

軽自動車税の納付と障害者手帳所持者等の減免について



軽自動車税は4月1日時点の所有者または使用者に課税されます。

納期限の6月1日(月)までに、納付書裏面に記載の納付場所にて納めてください。口座振替で納付される方は、5月25日(月)が口座振替日となっています。また、二次元コード決済で軽自動車の納税が可能です。詳しくは地方税ポータルシステムホームページ「地方税お支払いサイト」をご覧ください。



(地方税ポータルシステム)



【減免の拡充について】

令和8年4月1日から、障がいのある方が利用できる軽自動車税の減免制度がさらに使いやすくなりました。

本人の障がいの程度に応じて、同居の有無に関わらず生計を一にする者が運転する場合も対象となり、通院だけでなく日常生活での利用も減免の対象となりました。

また、車の名義も本人だけでなく生計を一にする者の名義でも減免が受けられるようになりました。

項目	現行	改正内容
家族運転の範囲拡大	重度の障がいのみ(主に1～3級)が対象	→ 本人運転の障がいの程度と同等
家族運転における用途	用途を通院等に限定	→ 日常生活を追加
生計を一にする者の定義の整理	原則、本人と同居すること	→ 別居していても、生活費などを継続的に共有している(扶養関係にある)と認められる場合は、生計を一にするとする。
車検証の名義人の拡大	原則、本人名義であること	→ 家族名義(生計を一にする者)でも対象

【申請方法】

軽自動車税の減免を希望される方は、必要書類を準備のうえ、納期限の6月1日(月)までに、町民課または各支所住民福祉係にて手続きをお願いします。

必要書類

車検証(写し可)、運転免許証(運転される方のもの)
お持ちの手帳(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち)すべて

【社会福祉法人などの公益減免について】

公益減免の対象となる車両についても見直しを行い、内容をわかりやすく整理しました。

社会福祉法人などが行う福祉サービス(入所施設や通所サービスなど)において、利用者の送迎や物資の運搬に使用する軽自動車等が対象となります。

【注意点】

療育手帳または精神・身体障害者手帳を有する者が所有する軽自動車については、手帳をお持ちの方1人につき、1台まで減免を受けることができます。ただし、車検証に事業用と記載されているものや障がいの等級によっては減免を受けられない場合があります。また、以前に申請された方も毎年申請が必要ですのでご注意ください。

※申請が遅れると減免を受けられなくなりますので、必ず期限内の申請をお願いします。

問合せ 町民課 ☎ 72-1128

人権擁護委員を紹介します



本町の5人の人権擁護委員を紹介します。<令和8年4月1日現在>

矢部地区：渡邊尚子さん、鳥井三津子さん(新任)

清和地区：奈須豊子さん

蘇陽地区：小屋迫厚文さん、深田隆浩さん

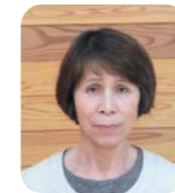


左から奈須さん、渡邊さん、鳥井さん、小屋迫さん、深田さん

<人権擁護委員の主な活動>

- ・面談や電話による人権相談に応じること。
- ・人権意識を高めるため、人権啓発活動を行うこと。
- ・「人権侵害」の申告があった場合、法務局の職員と協力して調査、事業の解決を図ること。

3月31日をもって任期満了となられた方



6年(2期)6ヶ月活動された矢部地区担当の山中敏子さんです。大変お世話になりました。

問合せ 健康福祉課 人権センター ☎ 72-2031

“次世代の農業を応援”山都町農業後継者就農交付金のご案内



農業後継者が親元で就農する場合、または農業に新規参入するものが経営を始める場合には、就農時1回に限り就農交付金を交付します。

対象者・山都町に住民票があること

- ・就農日における年齢が50歳未満であること
- ・令和5年4月以降に就農した者
- ・農業後継者(継承予定者)または農業経営者
- ・農業経営の経営地が主に山都町内にあること
- ・国が行う『農業次世代人材投資資金(経営開始型)』および『新規就農者育成総合対策(経営開始資金・経営発展支援事業関連)』の未交付者

交付要件・認定新規就農者または認定農業者(共同申請を含む)であること

- ※認定農業者が申請(共同申請)をする場合、家族農業経営に携わる世帯員が経営方針や役割分担などを取り決める「家族経営協定」に基づき、認定農業者の申請を経営のパートナーとして共同で行うこと。
- ・税申告が青色申告の経営体であること
- ・町税等の滞納がない経営体であること
- ・交付後、3年度間は農業に従事すること

交付額・就農時1回に限り50万円を一括交付

- ・夫婦や兄弟姉妹で就農の場合は70万円を一括交付
- ※1経営体あたりの上限は70万円

申込期限 令和8年7月31日(金)

問合せ 農業振興課 ☎ 72-1136

